

令和7年度第3回古賀市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	令和7年11月10日（月） 14：00～15：00				
開催場所	サンコスモ古賀 203・204会議室	公開の可否	可		
事務局	保健福祉部子ども家庭センター	傍聴者数	0名		
公開しなかった理由					
出席者	委 員	森保之会長、阪木啓二委員、上野加佳委員、伊豆剛直委員、薄秀治委員、伊藤啓一委員、梯裕子委員、末次威生委員、小川真理子委員、倉掛小竹委員、牧幸子委員、石田愛美委員			
	事務局	澤木子ども家庭センター課長、岩熊参事補佐兼子ども家庭係長、村松参事補佐兼保育・手当係長、石丸参事補佐兼子育て支援係長、ほか2名			
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問事項：(1) 古賀市こども計画の変更について 　　(2) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定について 　　(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について 				
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 古賀市こども計画の変更について ・ 資料2 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定について ・ 資料3 特定教育・保育施設の利用定員の設定について 				

○次第

1. 開会あいさつ
2. 質問事項：(1) 古賀市こども計画の変更について
 - (2) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定について
 - (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
3. その他
4. 閉会あいさつ

令和7年度第3回古賀市子ども・子育て会議（会議概要）

1. 開会あいさつ

2. 質問事項

（1）古賀市こども計画の変更について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の体制整備に伴い、計画の変更が発生した旨を事務局より説明

質疑・意見など

委員) 乳児等通園支援事業について、資料中に利用定員が示されているとおり、令和8年度、9年度で利用見込みが増えているが、この余裕活用型はこども園等に入所する子どもたちが増えると定数が減ることになるのか。

委員) 教育・保育の定員の枠内での利用人数の設定なので、そもそも保育認定が増えて定数がいっぱいになれば、余裕の部分はなくなることになる。

事務局) 一般型と余裕活用型について、一般型は教育・保育の定員とは別に、こども誰でも通園制度のための定員を設定するのが一般型という。余裕活用型というのは、例えば定員が10名のところ利用が8名しかいない状況であれば、その空きがある2名分の受け入れができるというもの。その2つの認定の仕方があり、一般型は独自に乳児等通園支援事業の定員を設定し、余裕活用型は教育・保育の定員の範囲の中で設定することになる。

委員) では、この見込み量は流動的なものであって、その都度見直しがあるということか。

事務局) 現在の見込み量については、昨年時点で算定方法が国から示されており、古賀市独自で見込んでいる部分もあるが、基本的にその算定方法に基づいて見込み量を算出している。これは制度を始める前に設定したものであるため、今後は利用状況を踏まえながら、中間見直し等の段階において適宜見直していきたいと考えている。

委員) 資料1中の修正案、大見出し5の「教育・保育、乳児等通園支援の一体的提供及び推進等に関する事項」の記載内容について、「乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設等の利用への円滑な移行を推進します」とある。もちろんこれを希望される方に対してはスムーズに移行できると良いと思うし、実際に事業等で出会う保護者の話題に出てくる内容でもある。一方で、家庭で保育したいという声もあるため、その意向も大事にしていくべきと考える。現行の修正案を確認したところ、制度を利用するとそのまま入園につながるような印象を与えるおそれがある。子どもの社会性の涵養にとってはとても素敵な制度なので、不安なくこの制度を使うためにも、この制度が全ての子どもの保育施設等の体験の場所であって、家庭の状況に合わせて提供できるものだということが理解されるように文言を変えていただくことはできないかと思う。必要な家庭への支援を行うのは前提として、希望に応じて教育・保育施設等への円滑な移行を行うというように、希望があるかないか、この利用者の希望のところが明確にならないかと考える。

事務局) 例えば修正案の文章を“利用希望のある方の受け入れ体制の整備に努める”というような形として、意味として含めることについては問題ない。おっしゃる通り分かるような形で訂正する。

委員) 1つ制度面について補足するならば、利用可能時間は国の基準でいうと月に10時間。古賀市の場合は独自で10時間を上乗せして計20時間。古賀市は国の基準よりは優遇されている

が、月 20 時間でも 1 日 4 時間を利用したら月に 5 日しか行けない。それで子どもが慣れることができるのか、馴染んで保育施設等での生活が子どもの中で消化できるのかという問題は現場サイドからすると大きな問題ととらえている。

おそらく福津市や新宮町は来年の 4 月から月 10 時間でスタートするのではと思われるが、一般型でも余裕活用型でも預かったときを利用可能時間の上限が 10 時間だと、月に 2 日か 3 日来られる程度になる。月 2、3 日のみの利用であれば、もうあそこには行きたくないと普通の子どもだとなってしまう。これは国の問題でもあるので古賀市だけで時間数を伸ばしていくというのは予算確保の問題もあると思うが、例えば福岡市だったら利用可能時間の上限を月 40 時間で予定している。それができるのは自治体の財政状況が良いからだと思うが、古賀市がチルドレンファーストを標榜するのであれば、利用可能時間の上限を 30 時間、40 時間と拡大していいただければと思う。結局いろんなところに行くりスクというのは子どもにもある。入園を進められる、できるだけ早く馴染むためには必要なことでもあると思うので利用可能時間の上限については現行の月 20 時間の設定はとてもありがたく思っているが、これが 40 時間くらいになれば現場としてはもっと嬉しいと思っている。

委員) 先に議題にあがったように、自分で子どもを見たいという方もやはりいらっしゃる。そういうお子さんは親のもとで育つのが一番幸せなケースが多い、養護などの事情を抱えている家庭は別として、自宅での監護に一定程度の手当てや自由度の部分を拡大していくことについて賛成したいと思っている。

事務局) まずは利用可能時間の上限増の件について、ご意見として受け止めさせていただく。子ども家庭センターはいろいろな事業を手掛けており、それに当然予算も伴ってくるので、全体でやりくりしているところである。市長もこの誰でも通園制度の時間数が少ないという認識があり、月 20 時間で開始するとして今年から始めている。国はまだ正式にではないが、月 10 時間を大枠とするような情報も入っているが、いずれにしても時間数の追加がこの事業には必要だという見解であることは確か。今後またいろいろな動向を見ながら時間数については検討したい。

委員) 地域によって福岡市のように月 40 時間近く上限を確保している自治体もあるという話は聞いている。国はまだ来年度は月 10 時間としているが、これからじわじわと国全体の基準も上がっていくのではないかと考えている。

委員) 先に議題にあがったように、月に 2、3 日来て終わりというのは、子どもにとっても何もわからない今まで終わるのではないかという懸念は感じる。

事務局) 国や県に要望を上げる機会が今後もあり、その際に時間数のことを議題として上げさせていただきたい。また、市長がまた先進的な勉強会や国へ活動に行く機会、そういうところでも訴えているところなので、委員のおっしゃるように、いずれ国もそれを受け止めて時間数を増やしていただけるものと考えている。

会長) まずは制度として動き出すことが大切であると考える。

事務局) 全国的な制度になって、実施するところが増えていけば利用可能時間の上限が足りないという声ももっと出てくると思われる。

会長) この制度をスタートラインとして、まずは動き出す、そういう共通認識でいかなければならぬ。それから先ほど議題となった部分などが伝わっていけばよいと考えている。

(以上の質疑・応答を踏まえ、諮問内容に附帯意見を付して認めることを確認。)

(2) 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援の利用定員の設定

事務局より説明

質疑・意見など

委員) 現在、乳児等通園支援事業の利用の状況はどのくらい利用があつてあるのかわかるか。

事務局) 9月までの利用状況になるが、利用人数が0歳、1歳、2歳合わせて46名。延べ利用回数人
数が177名となっている。

委員) これは見込み数と比較して多いのか少ないのか。

事務局) 元々の見込みとしては、0歳児、1歳児の見込みの人数からそれぞれの教育・保育の施設に
通われる人数の見込みを差し引いた数の4分の1が対象。その方々が月に4回利用するとい
う前提で利用の見込みを示している。実際のところ、見込みよりも少ないとという状況にはな
っている。

委員) これは市側であらかじめ見込みの予算をとっているのか。

事務局) 令和7年度については、この見込みと予算とは全くイコールではない。

委員) もしその利用がものすごく多かった場合はどうなるか。

事務局) 補正予算等を組み、確保することとなる。制度として決めているので、月20時間は対象の
方であればどなたでも使えるし、その分の予算は最終的には確保する。現在の見込みでい
うと利用がスタートしたばかりということもあり、利用の全体の4分の1が使うと見込んでい
る。

委員) この余裕活用型について資料を確認すると、現在既に2号、3号認定で受け入れがいっぱい
だという園も手を挙げている。そうした場合は申し込みがあつても余裕活用型の受け入れが
できない。一般型でのキャパシティが決まっている状況だから、そこの担保も今後もし利用
数が増えてくれば必要になってくると認識している。

委員) 来年4月にスタート予定だが、来年4月の子どもの数も特に0歳、1歳はよくわからない。
2歳、3歳以上はそのまま学年が持ち上がるケースが多く、ほぼ現在の数でいく目算が立つ
が、0歳の出生数自体がやはり減っているのではないか。

事務局) 出生数そのものは減っている傾向はある。保育の入所の関係についてはどうしても年度当
初、0歳の受け入れには空きがある。これは保育の入所の受け入れが3か月児以降となっ
ているからであり、0歳は年度を通して生まれてくるので、年度が後ろにいくにつれて0歳児
が順次入ってくる。例年年度の前半の方については少し受け入れが可能であり、年度後半で
キャパシティが埋まると受け入れができなくなるという形になる。

委員) その年度始めと年度末の0歳児の数で比較しないとちょっと分かりにくい。出生数が何パー
セントずつ減っているかというと、多分5年で20%ぐらい下がっているのではないか。
5年前に500人居たとしたら現在は400人しか生まれていない。おそらく400人も生まれ
ていないので350人程度なのではないか。そうすると20数パーセントほど毎日生まれる0
歳児の数が減っている。けれども保育所等の利用者数は増えている。0歳児が保育所等に行
く割合が、昔よりも上がっているので、定員が埋まっている。そういう認識で良いか。

事務局) 子どもの数は減っているが、共働き世帯が増えており、保育所等へ預けられる方は増えてい
る。年度当初の待機児童はゼロとなっているが、年度の途中から少しずつ待機児童が出てく
るといった感じで本市の受け入れ状況は推移している。

委員) 幼稚園の団体や子どもに關係する会などいろいろ出させていただいて、やはり一番問題な
のは子どもの数が減っていること。古賀市の場合はまだ0歳児の定員がある程度満たされてい

る状態だが、県外の事例を出すと 0 歳児の数があまりにも減りすぎて、入園率は上がっているが保育園が空いている状況や、認定子ども園の産後認定部分が空いているといった地域がかなり増えてきている。そのため、おそらく将来は古賀市もそういう状況になる可能性が高いという前提のもと、やはりこういった会議で検討が必要だと思う。

子どもに対する施策をたくさん打ち出しているけれど、その子どもの数自体がどんどん減っている。そこがやはり問題ではないかと思っているので、先々のことを考えて子どもがいなくなつてから保育所、幼稚園、認定子ども園をどうするか、でもその時点ではもう遅いということを今のうちに伝えたい。この先の子どもたちの施策を検討できる会議になればいいというふうに思っている。

(以上の質疑・応答を踏まえ、諮問内容に異議のないことを確認。)

(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

事務局より説明

質疑・意見など

質疑、意見はなし。

(以上の質疑・応答を踏まえ、諮問内容に異議のないことを確認。)

3. その他

事務局) • 12月7日(日)「いのち輝くまち☆こが2025」チラシ(当日配布)

午後の第1分科会で「子どもの権利」について講師を迎える、講演会を開催予定。

こども計画の重要事項の一つであるため、ぜひ参加と周りの人へのお声かけをお願いしたい。

• 「こがパパママ子どもAI相談室」のチラシ(当日配布)

日常の悩みや対面では話しづらい内容、時間外、土日祝日などの相談先として想定。早期に不安や悩みを受け止め、適切な支援につなげる。必要に応じて専門職相談員、社会資源へつなぐ仕組みづくりについて実証実験(11/4~2月末の期間)する。利用数等から総合的に判断し、今後の活用、導入について検討する。

• 諮問に対する答申書の作成については、委員の皆様より会長に一任ということで内諾いただく。

• 委員の任期について、現委員の皆様の任期がR8.3.31までとなる。それまでにご審議いただく事項がない場合は、本日の会議が任期中最後の会議になる。といいつつも、子どもに関する政策、制度等については改正等も多いため、年度内にも会議でお諮りする事項が出てくることも考えられる。委員の皆様におかれでは昨年度の古賀市こども計画の策定をはじめ、古賀市の子ども・子育て支援の向上に関してご尽力くださり、心より感謝を申し上げる。今後のことについてはまた改めて委員の皆様へご案内をさせていただきたい。